

会議録

会議の名称	平成 20 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 21 年 1 月 29 日 (木曜日) 19 時 00 分から 21 時 00 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	(出席委員) 清水会長、松川会長代行、葛木委員、佐々木委員、村田委員、平山委員、本橋委員、金城委員、吉岡(政)委員、栗生委員、星川委員、中川委員、高橋委員 (欠席委員) 玉置委員、石田委員、吉岡(重)委員 (事務局) 市民部長 神作、健康年金課長 冥賀、国保給付係長 石橋、 国保加入係長 昆野、国保給付係主査 藤澤、国保給付係主査 貫井
議題	1 平成 21 年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料 1 平成 18～21 年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕 資料 2 保険給付費の 21 年度予算見込 資料 3 平成 21 年度 国民健康保険料 医療分 予測 資料 4 後期高齢者支援金等 資料 5 平成 21 年度 国民健康保険料 後期高齢者分 予測 資料 6 前期高齢者交付金について 参考 国民健康保険関係の市長会要望
記録方法	前文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><b>発言者名</b></p> <p><b>発言内容</b></p> <p>1 開会</p> <p>清水会長 平成 20 年度第 3 回国民健康保険運営協議会を開会する。 本日は、定足数に達しておりますので報告します。</p> <p>2 会議録署名委員の指名</p> <p>清水会長</p>	

会議録署名委員は、平山委員と栗生委員にお願いしたい。

事務局 傍聴希望者の確認（傍聴希望者 2 名傍聴許可）

### 3. 議題

「平成 21 年度 国民健康保険料の見直し」について

清水会長

事務局に資料の説明をいただきたい。

事務局

資料 1「平成 18～21 年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕」です。

歳出の 20 年度の決算見込みについては、総額 101 億 1,808 万円を見込んでいる。19 年度の決算額と比べると、19 年度が 70 億 8,660 万 5,327 円に対して、20 年度は 101 億 1,808 万円と、大幅な増となっている。平成 20 年度は、退職者医療制度の廃止に伴い、65 歳以上の退職者医療制度の対象者の方が一般に移行したため、20 年度決算見込額が伸びている状況です。

前期高齢者支援金についても、20 年度から創設された支援金で、293 万 6,736 円を見込んでいる。

老人保健拠出金（退職者分除く）についても、支払額として 3 億 1,421 万 7,818 円と通知が来ている。

共同事業拠出金については、19 億 8,605 万円を見込んでいる。

保健事業費については、総額 1 億 3,729 万 4,000 円。内訳として、特定健康診査等事業費が 1 億 1,471 万 6,000 円を見込んでいるが、これも 20 年度から新たに医療保険者に義務化された特定健康診査の事業費を計上している。そのほか、保健衛生普及費、保養施設の助成経費、人間ドックの経費について計上している。

総額は、20 年度決算見込額として 125 億 5,857 万 8,554 円を見込んでいる。

この歳出に対して歳入の見込です。

保険料は、医療分の保険料として、20 年度の決算見込額として 25 億 1,379 万 9,000 円を見込んでいる。

国負担金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金で総額 22 億 163 万 2,000 円を見込んでいる。

前期高齢者交付金については、新たに設けられた交付金で 40 億 123 万 2,000 円を見込んでいる。

都支出金は、高額医療費共同事業負担金、都補助金、財政調整交付金で総額 5 億 9,556 万 3,000 円を見込んでいる。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金並びに保険財政共同安定化事業交付金で総額 19 億 3,439 万 3,000 円を見込んでいます。

法定繰入金については、保険基盤安定繰入金 2 億 1,942 万円、出産育児一時金 7,000 万円で総額で 2 億 8,942 万円を見込んでいます。

その他繰入金は、12 億 7,125 万 8,376 円を繰り入れる予定としている。

歳入の合計額は 128 億 729 万 7,376 円で、歳入から歳出見込額を差し引くと、収支差引額 2 億 4,871 万 8,822 円が翌年度に繰り越しが可能な額として見込んでいます。

この決算見込額は、医療給付費等は、実績額が出ている部分と、今後支払うべき部分を推計して見込んだ。

21 年度の見込額としては、歳出の保険給付費については、被保険者数を年度平均で見込んでいる。一般被保険者については、20 年度見込を 5 万 3,190 人、21 年度見込を 5 万 2,164 人、増減として 1,026 人の減という見込を立てた。退職被保険者数は、20 年度見込を 1,870 人、21 年度見込を 2,122 人、増減では 252 人の増と見込んだ。計として、被保険者数は 20 年度見込で 5 万 5,060 人、21 年度見込で 5 万 4,286 人、774 人の減で見込んでいる。

この被保険者数は、過去の実績及び 20 年度の年度平均見込をもとに予想しており、内訳としては、21 年度中に 75 歳に達し、後期高齢者医療制度に移行する者が約 1,500 人、新たに国民健康保険に加入する者が約 700 人と見ている。この中には、65 歳に達し退職者医療制度から国保の一般被保険者に移行する者約 400 人、加入者のうち 65 歳未満で退職者医療制度の適用となる者約 600 人などを考慮して推計している。

療養給付費については、一般被保険者は、19 年度決算額は 62 億 6,756 万 1,557 円でした。20 年度決算見込は 89 億 1,477 万 7,000 円を見込んでおり、伸び率としては 42.23% となる。これは、退職者の方が 65 歳以上の方が一般に切り替わっていることによる伸びです。その影響で、退職被保険者については、19 年度決算額が 36 億 732 万 9,704 円に対し、20 年度決算見込は 8 億 8,657 万 5,000 円を見込み、伸び率としてはマイナス 75.42% という見込みを立てた。

一般と退職者の合計額は、19 年度決算額 98 億 7,489 万 1,261 円。20 年度決算見込は 98 億 135 万 2,000 円。一般、退職を合すると、伸び率としてはマイナス 0.74% で 20 年度を見込んでいる。

21 年度見込は、一般被保険者は 90 億 9,707 万 3,000 円、伸び率 2.04%。退職被保険者は 7 億 2,910 万 2,000 円、伸び率マイナス 17.76%。

一般、退職を合わせて、98 億 2,617 万 5,000 円、伸び率はプラス 0.25% を見込んでいる。

療養給付費は、これまでは一般・退職に分けて過去の実績やその年の特殊事情、インフルエンザの流行や診療報酬点数の改訂などを見込みながら、予算の見込を立ててきたが、平成 20 年 4 月に、それまでの退職者医療制度対象者の多くが前期高齢者として一般

の被保険者となり、平成 20 年度療養給付費はそれ以前の給付実績と単純な比較が困難な状況となっている。現在の退職被保険者の全体に占める割合が約 3%程度であるため、過去の一般と退職の合計による数値を用いて見込むこととしたが、平成 20 年度の、平成 21 年 1 月までの支払実績は、前年同時期の支払額を下回っており、最終的な決算においても 19 年度決算に対して 0.74%のマイナスとなる見込みとなっている。これまで療養給付費は一般と退職の合計では、前年同月より必ず多い金額となっていたが、平成 20 年度においては 3 月診療分から 11 月診療分の 9 カ月中、4 カ月において前年度より低い金額となった。

一方で、1 人あたりに換算した年間給付額は、伸びが続いている状況である。

これらのデータをもとに平成 21 年度の必要額を試算したところ、90 億 9,707 万 3,000 円。平成 20 年度決算見込に対して約 2%ほどの増と見込んだ。

療養費については、一般被保険者は、19 年度決算額が 1 億 6,114 万 1,270 円、20 年度決算見込が 2 億 592 万 7,000 円。伸び率としては 27.8%。退職被保険者は、19 年度決算額が 6,596 万 8,098 円、20 年度決算見込が 2,748 万 7,000 円。伸び率としてはマイナス 58.33%となる。

一般と退職を合計すると、19 年度決算額が 2 億 2,710 万 9,368 円、20 年度決算見込が 2 億 3,341 万 4,000 円。伸び率としては 2.78%を見込んでいる。

21 年度の見込額は、一般被保険者分を 2 億 5,200 万円、伸び率 22.37%と見込んでいる。退職被保険者については 2,349 万 5,000 円、伸び率としてはマイナス 14.52%。

一般、退職を合わせて、21 年度見込額は 2 億 7,549 万 5,000 円、伸び率としては 18.03%と見込んでいる。

療養費は、請求月によって支払金額がまちまちとなっております。平成 20 年度における直近の療養費は 10 月から 12 月支払いの平均は 1,900 万円でした。しかし、毎月約 2,100 件の申請に対して 6 月に 1,370 万円、7 月には 1,620 万円、8 月には 1,910 万円、9 月には 1,810 万円と、その月によって支給額が上下しながらも少しずつ高目に推移している傾向が見られるため、平成 21 年度見込は月平均を 2,100 万円として見込額を算定した。

高額療養費は、一般被保険者の 19 年度決算額は 5 億 4,720 万 2,421 円、20 年度決算見込額は 7 億 9,519 万 6,000 円、伸び率としては 45.32%。退職被保険者の 19 年度決算額は 2 億 6,826 万 1,993 円、20 年度決算見込額は 1 億 1,708 万 4,000 円、伸び率としてはマイナス 56.35%となる。

一般、退職を合わせると、19 年度決算額は 8 億 1,546 万 4,414 円、20 年度決算見込額は 9 億 1,228 万円、伸び率としては 11.87%となる。

高額療養費の 21 年度見込額は、一般被保険者分を 8 億 7,600 万円、伸び率 10.16%。退職被保険者分は 1 億 678 万 9,000 円、伸び率マイナス 8.79%。

一般、退職を合わせると、21 年度見込額は 9 億 8,278 万 9,000 円、伸び率 7.72%と見込んだ。

高額療養費についても、療養費と同様の傾向があり、ここ半年間の平均としては月7,200万円となっている。平成21年度においても、月平均を7,300万円と見込んで、算出した。

そのほかの項目としては、一般・高額介護合算がある。新たに20年度から設置された制度で、月額で療養費の限度額が、御本人に負担いただく限度額については定められている。その方の中で介護サービスを受けている世帯があり、その方々に対して介護でも同様に負担いただく限度額を定めている。この限度額を超えると高額療養費ということで、各制度において超えた部分を御本人の方に支払われているところですが、新たにできました高額介護合算は、国民健康保険の限度額及び介護保険の限度額を合算して、1年間に幾ら負担したかにより、新たに合算した限度額を定めるという制度です。その限度額を1年間、12カ月の間で超えた場合は、各医療保険者である国民健康保険、介護保険の保険者が按分を行い、その限度額を超えた部分について保険者がお互いに按分支給するという制度です。

20年4月からこの制度自体はスタートしたところですが、実際に1年間の合計額を算出するのは、毎年8月から翌年7月を1年という基準と定めてございます。この間にお支払いいただいた限度額を合算して、新たに設けられたこの高額介護合算制度に定められた限度額との見比べを行い、それを超えている場合については、各保険者から超えた分を按分して支給するという制度です。ただし、介護合算制度のスタート年については変則的ではございますが、20年4月から21年7月までの16カ月間で限度額、超過額についての清算を行う。

この制度は全く新しい制度ですので該当される方がどの程度いるか、なかなかつかみづらいという状況です。したがって、今年、21年度の予算見込としては500万円を計上しているが、これはある程度ざっくりした数字で計上している。

一般・移送費については、例年どおり、30万円を計上。

出産育児一時金は、1億1,400万円を見込んでいる。件数300件、金額38万円と、この1月から引き上げた額で見込んでいる。

葬祭費は、実績を加味して、21年度は480件を見込んだ。

一般の結核・精神医療給付金は、実績見込で1,500万円を計上。

以上、保険給付費は、総額で104億3,889万8,000円を見込んだ。

前期高齢者支援金は、758万5,000円を見込んだ。国保連合会から試算額が示され、その金額に合わせて計上。

老人保健拠出金（退職者分を除く）は、7,462万7,000円を見込んだ。国保連合会からの試算数値で、平成19年度の清算分の支払いということになる。

共同事業拠出金についても、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金について国保連合会の試算数値により計上。この合計額が24億8,305万8,000円。

高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金とも20年度の決算見込額

に比べて、高額医療費共同事業は 2 億 8,000 万円ほどの増額ですが、国保連合会からの試算数値を用いて計上した。

保健事業費は、特定健康診査等事業費を 1 億 7,660 万 1,000 円、6,188 万 5,000 円の増額とした。21 年度の見積については、受診率を 50%と定めている。この実施計画に伴い、50%の受診率を達成できるようにということで 1 億 7,660 万 1,000 円を計上した。

保健衛生普及事業は、59 万 6,000 円を計上。医療費通知で、年 1 回、9 月分の診療について 65 歳以上の方を対象に医療費通知を送っている。それに関わる経費を計上した。

保養施設の助成は、大人 650 泊、子供 25 泊で 200 万円の計上とした。

人間ドックは、21 年度に廃止ということで計上せず、前年比で 2,000 万円の減。

歳出合計としては、131 億 8,336 万 5,000 円を見込んだ。

歳入です。

保険料（一般・医療給付費分・現年分）は、21 年度予算見込額として、25 億 1,783 万 3,000 円を見込んだ。

この医療分の保険料算出は、20 年度の料率、均等割を 1 万 4,700 円、所得割率を 4%、限度額を 44 万円として算定。

平成 21 年 1 月 21 日現在の加入者について、平成 20 年度の所得額、資産税額を用い、ホストコンピューターによる試算をした結果です。平成 21 年 4 月 1 日現在、75 歳以上の方は喪失、65 歳以上の退職被保険者の方は一般被保険者に振り替えを行って計算した。

算出額、所得割額は、20 年度所得額 570 億 6,015 万 1,200 円に対して 4%の所得割率を掛け、22 億 8,240 万 6,048 円。

資産割額については、資産税額が 17 億 9,630 万 4,700 円、資産割率 15%を掛け、2 億 6,944 万 5,705 円。

均等割額については、21 年 4 月 1 日の予測の加入者数 5 万 4,286 人に 1 人当たりの均等割額 1 万 4,700 円を掛け、7 億 9,800 万 4,200 円。

平等割額については、世帯数を 3 万 3,039 世帯と予測し、1 世帯当たりの平等割額 9,300 円を掛け、3 億 726 万 2,700 円。

これらの額を合計すると、36 億 5,711 万 8,653 円となる。

軽減額は、均等割の軽減及び平等割の軽減を 6 割、4 割で見込んでいる。特定世帯軽減は、国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる世帯で、移行した結果、国保の加入者が一人となった世帯について平等割を半額にするという制度。これは 5 年間の経過措置ですが、平等割を半額にするという対象者の世帯の方を軽減額として記載している。

軽減額の総額は、1 億 4,762 万 4,960 円を見込んだ

減免額は、42 万 2,061 円を見込んだ。旧被扶養者減免は、社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養されている家族の方が（65 歳から 74 歳の方）新たに国保の被保険者となった場合は、所得割及び資産割を賦課せず均等割及び平等割を半額にする制度。2 年間の経過措置で、そのようなケースを見込み、42 万 2,061 円を

算出額から控除した。

限度額である 44 万円を超える額としては 5 億 6,988 万 7,305 円を見込んだ。

端数調整、これは 100 円未満を切り捨てて賦課するため、端数調整額 122 万 1,527 円を見込んでいます。

月割増減額は、1 年間フルに国保に加入しているという想定のもので算出したものから、年度途中で 75 歳になった方が後期高齢者医療制度に移り、国保から抜けるため、月割計算を行い、その方の賦課額を算定した。そのような形ですので、6,361 万 5,000 円を差し引くということで見込んでいます。

調定見込額は、算出額から軽減額、減免額、限度超過、端数調整、月割増減額を行った結果、28 億 7,434 万 7,800 円となる。この額は、一般・退職者を合わせた調定見込額となっている。この額について一般・退職の割合に合わせて一般・退職の調定額に直した。一般については、調定見込として 27 億 734 万 8,193 円となる。退職者については、1 億 6,699 万 9,607 円を見込んでいます。

予算額、保険料の徴収額は、調定額、一般 27 億 734 万 8,193 円に対して徴収率 93%を見込み、保険料として徴収できる額が 25 億 1,783 万 3,819 円と見込んだ。退職についても同様に、徴収率は 99%で見込みを立てた。

国負担金は、保険給付費に合わせ、療養給付の負担金、高額医療費共同事業拠出金等、負担割合により国の負担額を算出した。合計額は 26 億 1,861 万 8,000 円。

前期高齢者交付金は、32 億 2,936 万 3,000 円を見込んだ。20 年度の決算見込額に対して 7 億 7,186 万 9,000 円の減と見込んでいます。

本来、前期高齢者交付金は 20 年度は 11 カ月分となっていたものが、21 年度は通年ベースとなり 12 カ月分の交付を受けると当初考えていた。

前期高齢者交付金についての基本的な考え方としては、各医療保険者に加入されている前期高齢者の方の加入割合に応じ、加入割合の高い保険者に対して、加入割合の低い保険者が支援するという制度の中で、加入割合の高い国民健康保険が交付金を受けられるという制度です。

仮に、A という、加入者数が 100 人、そのうち前期高齢者の方が 50 人の保険者があったとします。加入者数 100 人、うち前期高齢者の方が 25 人の保険者を B とします。その他 50 人、前期 50 人、合わせて 100 人というような A 保険者。その A 保険者で前期高齢者 50 人の方がかかった医療費を仮に 1,000 とします。その他の方が 500 かかったとします。B の保険者では、その他の方が 75 人、前期高齢者の方が 25 人、合わせまして 100 人の保険者という形で見まして、前期高齢者の方のかかった医療費が 500、その他の方のかかった医療費が 750 というような見方と仮にします。

調整方法としては、A と B の総数、被保険者数としては合わせて 200 人という状況です。前期高齢者の方のかかった医療費としては 1,000 と 500、合わせて 1,500。これを単純に 100 人が加入している保険者 A と B と半分に分けるという形で、750・750、750 をお

互いに負担し、A保険者とB保険者の前期高齢者分を公平に負担するというような考えがベースです。

この調整として、A保険者については、前期高齢者分1,000の医療費を払うということですので、通常、公平負担で言えば750ですので、250を交付金として交付される。Bは逆に前期の方の医療費は500しか支払っていないということです。公平に保険者として負担するのは750ということで、250を納付して、その額をA保険者に交付する制度を20年度から取り入れた。

概算交付はその年度の推計値により行われ、2年後に清算することとなる。したがって、20年度における積算として、2年前の、平成18年度の決算により加入者数、前期高齢者数、前期高齢者に係る費用額を各保険者から取りまとめ元である支払基金の方に報告を行い、基金で全保険者の報告数値を集計し、それを全保険者の前期高齢者加入割合を算出することになる。厚生労働大臣が平成20年度における加入者数、前期高齢者数、前期高齢者に係る費用額などの増減率を告示し、基金で各保険者の報告数値にそれぞれの増減率を加味して再計算し、概算交付（納付）額を決定することとなる。

前期高齢者に係る経費については、平成20年度の算定基礎となる平成18年度の給付費等は、65歳から70歳の給付費等が今まで国・東京都等への報告数値の中になかったため区分できず、国から示された割合で報告をせざるを得なかった。70歳以上の方については従来から報告数値はあった。そちらの給付額等については把握できるが、65歳から70歳の方についての区分ができない中で、この制度がスタートした。実際に報告した18年度の給付額については74億7,634万4,330円で、これについては国から示された割合で報告した。

この給付額をもとに全国で集計されて西東京市の加入者割合に合わせて交付額としていただける額が40億8,148万8,588円。21年度の算定に当たりましては、算定基礎となる19年度の給付費等について、65歳から74歳の前期高齢者の区分ができ、数値としては、平成20年4月診療分です。この4月診療分から割合を算出し、その割合を平成19年度の決算額に乗じた額で21年度の額を算定するということで見込んでいます。報告した19年度の給付費額は52億2,438万6,702円。21年度に交付される予定額としては32億9,376万8,847円を見込んでいる。

新たに前期高齢者調整制度が設けられたため、実績数値がつかみ切れず、20年度決算見込額に対して21年度の予算見込額を下げざるを得なかったという状況です。

都支出金は、高額医療費共同事業負担金、都補助金、財政調整交付金を見込み、総額7億2,892万9,000円を見込んでいる。

共同事業交付金についても、高額療養費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金として、合わせて24億8,228万7,000円を見込んでいる。

法定繰入金は、一般会計からの繰り入れ、法定分を基盤安定、出産育児一時金について見込んでいる。合わせて3億1,740万4,000円を見込んだ。



その他繰入金は、一般会計からの支援分で、20年度決算見込額と同額で見込みを立てている。

繰越金は、1,000円を計上し、歳入総額としては131億6,569万3,376円。歳入から歳出を差し引くと、収支としてはマイナス1,767万1,624円と成、1,767万1,624円の歳入不足が見込まれるという状況です。

後期高齢者支援金の説明をさせていただきます。20年度から、それまでの老人保健拠出金に代わり、新たに後期高齢者支援金等となった。

20年度予算は、歳出、後期高齢者支援金等は、合わせて21億8,127万7,000円を計上したが、現在の20年度の決算見込額は21億8,036万259円を見込んでいる。

この20年度決算見込額に対する歳入としては、保険料6億6,548万608円、国負担金7億4,563万7,000円、都支出金1億4,144万5,000円、療養給付費等交付金、こちらは退職被保険者等支援金等相当額で60歳から65歳未満の方が退職者医療制度の経過措置として現在もいますので、その方々が負担する部分ということになりますが、その見込額として8,025万5,707円が療養給付費等交付金として交付を受けることができる。法定繰入金については、保険基盤安定繰入金で軽減分を3,251万2,320円と見込んでいる。その他繰入金は、一般会計からの支援分、5億1,502万9,624円。合わせて歳入合計が21億8,036万259円で、歳出歳入が同額と見込んでいる。

21年度の後期高齢者支援金等の見込みは、23億7,420万円で、国保連合会からの試算額です。その数値に合わせて同額を見込んでいる。歳入は、この歳出に合わせて見込んでいる。

保険料は、後期高齢者支援金分も、現行の均等割5,300円、所得割1.2%、限度額12万円の現行の料率で算出を行った。算出方法は、条件として、医療分と同様に計算した。

一般は7億3,260万7,667円、93%の収納率で見て、6億8,132万5,130円となる。

国負担金及び都支出金についても、歳出経費に合わせて見込みを立てた。

療養給付費等交付金、これは退職者の方に負担をいただく部分について同様な方法で見込を立てた。

法定繰入金、軽減分についても、同様に、算出を行った。

その他繰入金、一般会計からの支援については20年度の決算見込額と同様に5億1,502万9,624円。

歳入合計としては22億8,078万6,624円を見込んだ。この歳入から歳出額を引くと、差引額としては9,341万3,376円の歳入が不足する見込みとなった。

医療分と後期高齢者支援金分の不足が、合計すると、現行料率では1億1,108万5,000円の歳入不足となる。

退職者医療制度の廃止に伴いまして医療費の推計が難しく、また、前期高齢者交付金の見込額も、実績数字がまだないという中で、ある程度の按分率等を使いながらの見込みを立てており、見込みにくい状況です。平成20年度の医療制度改革により国保財政

が不安定な状況の点もあります。

このような状況の中で事務局としては、21年度については一般会計から追加の支援をいただき、保険料率については据え置いた方がよいのではないかと考え、長と協議をし、了解をいただいた。委員の皆様には、国保財政の健全化ということでいつも御議論をいただいているところですが、100年に一度というような世界同時不況の時期でもあり、事務局としては、被保険者の方に新たな負担をいただくことは御理解いただけないのかなという点も考えています。見込みとしては1億1,108万5,000円の歳入不足ですが、これについては一般会計からの追加の支援をいただきたいと考えているところですので、よろしく御審議のほどをお願いします。

金城委員

今、19年度分をもとに出しているわけで、実際に財政が赤字になるのはこの後で出てくる。だから、この時点で既に赤字の状態でもいいのですかね。先ほど一般会計を繰り込むという話だったが、今までの財政というのは、よかった時点での状態で予算を組んでいるということですよ。

一般会計自体もこれから先どんどん悪くなっていく状況になる。だから、今までの予算というのは、よかったところで組んでいる状態なのに赤字になっている状況が出ているのに、さらにこれからやっていけば、この後もっと悪くなっていく状況になると、今話を聞いていて思うが、そのような理解の仕方でもいいのか。

事務局

今回の試算では、今まで与えられてきた指数で試算すると1億1,000万円程度の赤字が出てきたということです。ただ、それも、数字が非常に確定されていない、不安定な数字の中で、今出てきている。先ほど20年度の決算見込みを報告させていただいたときに、今年度は逆に余剰するような状況になってきており、20、21年度あたりは国保財政の見込みが非常に立てにくい。そういう中で保険料を改訂するのは事務局としてもつらい面がある。そういう意味では、20年度に余剰となる一部を取りあえず使わせていただいて、21年度に様子を見させていただきたい。その上で22年度に向けて国保財政が安定したときにもう1回、もっとシビアな数字で検討できるのではないかと事務局としては考えて、そのことについて長に報告し、協議させていただいた結果、ではそのように取り扱いたまおうという了解をいただいたということです。

吉岡（政）委員

前回のことをここでまとめているようなものですよ。つまり、前回は皆さんの意見は、据え置いてやろうということの裏づけみたいなものですよ。

清水会長

前回は介護でした。今回は医療費です。

吉岡（政）委員

ここでも、今年度の見込みとしては黒という形です。それをまた介護と同じように何

とか使わせてもらいたいという事務局の意見で、私はそれでいいと思います。

清水会長

制度がいろいろ変わっているということもあるのでというお話でしたけれども。

高橋委員

制度的にお金が出ていくというのはわかるし、料率をなるべく変えないというのは保険者としての取り組み姿勢としてはいいと思うが、一方、伸び率をいかに下げるかというような取り組みは何かあるのかなというのは思います。

前期高齢者の交付金というのが先ほど説明があったが、逆に我々の方はすごく出しております。私たちの小さな会社で、21年度の前期高齢者の見込みで約5億5,000万円ほど拠出という状態がありますので、どうしても高齢者医療にかかるのはわかるのですが、何かやってくれないと本当に破綻していくなという思いが非常にあります。

清水会長

その辺は付加事項みたいになるのでしょうかね。

高橋委員

付加事項というか、確かに難しいなとは思うのですが、何らかの手を打っていかねばいけません。これも、去年から今年に向かって増えていますし、またきつと来年も増えるのではないかと。高齢化する中ではしょうがないところはあるが、皆さんにもいろいろ考えていただきたいという思いはあります。料率については、今のところ、これと言った意見はございませんけれども。

村田委員

医療制度も変わっていておりますので、あくまでも試算ですので、今不安定だということとはわかると思いますけれども、ただ、一般財源からの繰越金が毎年増えていっているのか、同じぐらいのものか、教えていただければ。

事務局

その他繰入金というのは基本的にルール外の繰入金です。今まで、この運営協議会で議論していたのは、行政改革の趣旨から言って、これ以上、その他法定外の繰入金を抑制していくのだという考え方がずっとありました。その考え方は今でも変わってはおりません。ですから、ここを出していただいた結論を市議会で覆されたという状況は2年ぐらい前にありますけれども、繰入金は抑制していこうという考え方は底辺にあります。ただ、今回の場合については、余りにも制度が大きく動いて、数字が事務局としてもつかみ切れない。こういう中では、このような措置を1回させていただいて、22年度に向けてもう1回仕切り直しをさせていただければと考えております。

佐々木委員

保険ということの立場からいけば、収支が合うように、足りなければその分補てんするという考え方に立たなければいけないのが大原則だとは思いますが、今日の説明を聞きますと非常に不確定要素の基礎に立った試算ですので、どうも、それをもとに料率

を見直すというのも冒険的過ぎるなという気がしますので、見直しというのはいはもっと先に延ばすべきではないかという気がします。ですから、御提案のとおりでよろしいのではないかと思います。

1点、お伺いしたいのは、理解がしにくかったのですが、A保険者、B保険者というのがあるのですが、この保険者というのは国保の保険者のことを言うのは、あるいは被用者の保険者との対比というか、取り入れたもののことを言うのか。

事務局

これは全国の保険者になりますので、国保に限らず社会保険の保険者の方も入っています。全国の保険者が前期高齢者の方の加入割合を報告いたしました。全国ベースでどの程度の加入割合なのかを出します。総体的に前期高齢者にかかる医療費の総額を集計いたしまして、それで多く負担しているところに交付金、加入割合の低いところは逆に納付金という形で出していただくという形で各保険者が公平な負担をというのが趣旨でできた制度です。

佐々木委員

AとBとあり、Aに係わる保険者についての前期の費用が1,000、その他の費用が500。Bに関しては、前期にかかる費用が500、その他にかかる費用が750ということになっておりますが、調整のところで見ますと、被保険者は両方、A、Bを足したものがあまして200なのですが、費用の方は1,500しかない。Bの方の保険者の費用というのはどこに行ったのですかね。

事務局

こちらの方は、前期高齢者にかかる費用の調整をすることなんです。現実には、実際の調整は率で計算し、その保険者にかかる前期高齢者の費用×全保険者における前期高齢者の加入割合÷その保険者前期高齢者の加入割合という形で計算するが、イメージとして、このように計算式が難しいものですから、考え方としてお示しした。総数が必要で、この場合はAもBも100名、100名ですから、平均は100名でいい。そうすると、それを折半してあげれば公平に各保険者で賄えるという概念。ただ、実際はこういう単純なものではなくて違う計算を用いますけれども、考え方としては100と100だったら半分ずつ負担して、さらに調整として、実際に自分が負担している差額をやりとりすれば、前期高齢者については公平になるという制度の概念の説明です。

葛木委員

一般で27億何がしとありますね。その93%の収納率で25億一千何百万というのがあります。これは分りやすいように書いているのか。滞繰や何かの方法については、この表にはあらわれていないが、これはどういうことになるのか。

もう一つ、後期高齢者支援金は、20年度予算では21億8,000万円から21年度は23億7,000万円と、7%ぐらい増えている。ところが、国保の場合には医療費の伸びは2%程度と見ているわけですが、高齢者だから7%ぐらい上がるだろうという見込で1億9,300

万円も増えたと、そういうふうに考えていいのか。

事務局

後期高齢者支援金については、新たに20年度からできた制度ですが、20年度は11カ月分です。21年度から通年ベース、12カ月分ですので、単純に言って1カ月分相当の負担が増えることになる。

それから、保険料の93%の収納率と合わせて、滞納分については見込まないのかという御質問です。滞納分については保険料率の見直しについて御審議をいただく場合は、今年度で申し上げますと、21年度にかかる歳出経費、それに対する国・東京都の歳入見込額、その不足を被保険者の方からの保険料で賄っていただくのが大原則です。毎年、保険料率の見直しをしていただくときには、その現年における収納率だけで計算を行うということで御審議をしていただいております。したがって、繰越分については、保険料率を審議いただく資料の中からは除いております。

前回の決算数字の御報告の中で触れましたが、収納率については93%を見込んでおりますが、実際に収納率として決算数値として出た場合は90%ぐらいで近年推移している状況です。したがって、93%ですと、3%余分に見込んでいるのではないかというような御質問を前回いただきました。それについては、90%であれば10%部分が翌年度に滞納として繰り越されます。その滞納分についても徴収を行い、それが翌年度において収入として歳入に計上されるわけで、その滞納分とあわせて現年が90%の収納率であっても、料率算定の御議論の中では示していないが、現実的な話として93%が90%であっても、結果的に滞納分を徴収したものを合わせると、大体现年の調定額の93%ぐらいの収納ができていくということで、収納率が90%であっても歳入不足には陥らないで、きているということです。

平山委員

現に赤の数字が出ているわけで、普通でいけば赤の数字を出さないような予算作りにはなくてはいけないのかなとは思いますが、事情が事情でそういうことになっているかとは思いますが、普通で考えればプラスマイナスゼロぐらいの予算でいかないと、一般からの繰入金結構また増えていきますので、そういうことを考えていくと料率の見直しなども本当は考えていかなくてはいけないのではないかと思います。去年も私は言わせていただいたのですが、資産割というものを見直していただくような料率の見直しというものを考えていただければなとは思っております。今、資産割で15%ぐらい取っていますから、そのところをまた10%にするとか、そういうことで逆に言うと所得割がちょっと増えるとか、応能割が増えるとか、そういうようなことも考えてもらいたいというのが私の意見です。

事務局

資産割の見直しについて御意見をいただきました。昨年も資産割について皆さんに御議論をいただいたところで、事務局としても何とか資産割の見直しができないかという

ことで、資産割の見直しの検討はさせていただいておりました。その中で大幅に事務局が想定していた歳入額が変わった点が前期高齢者交付金です。こちらについては、20年度は11カ月分ですので、21年度は通年ベース、12カ月分ということで増額になるのではということで、当初、算定が1カ月分増額になるという中で資産割を何とか見直しができないかということでやってきたところですが、実際、国から示された計数等を当てはめて、新たに前期高齢者交付金を見込むと、逆に7億円以上に及ぶ前年度比マイナスというような状況が出たので、この21年度における資産割の見直しは難しいということで、今回は提案はさせていただいていない状況です。

平山委員

事情は分かるが、結局、資産割というのは資産を持っている方に負担を余計にさせられているという形にどうしてもなってしまうので、そのところを少しでも軽減させていただくような予算作りも考えてもらいたい。そういうことはずっと今まで言われてきているのだと思いますが、資産割に関しては見直しをある程度考えていただいていると思いますけれども、なかなか料率的に減っていかない。これを何年か計画で、5年でこれを全部なくすような方向でこれから考えてもらえないものか。5年なら5年でゼロにしていくとか、10年でゼロにしましょうとか、そういうような考え方を示していただかないと、資産を持っている方が何で余計に負担しなくてはいけないのかというようなこともありますので、そういうことも頭に入れながら、これからの予算作りとか徴収の仕方を考えてもらえればありがたいと思っております。

清水会長

資産を持っている人の意見等は本当に毎回毎回、ずっと出ている。資産をきちんと活用できている人はいいが、活用できていない人の方が多いという状況もあり、今に至ってしまったので、これからの課題かなと思います。

平山委員

ある程度、5年なら5年でなくしてしまうとか、そういうような考え方で考えてもらわないと、減らすことはなかなかできないのではないかと思いますので、もう少しそこら辺をちゃんと明記してもらえればありがたいと思います。本年度は無理だとしても、来年度に。

本橋委員

基本的には皆さん言われたことと一緒にのですが、今のお話で現行4方式を2方式にということで、資産割を見直すとかいうのは、去年も事務局から資料を出してもらったのですが、あれをやるとなるともっと早いうちにやらないと、この状況にきてやると言っても、なかなか難しいと思う。今平山委員がおっしゃったように、資産割が15%ですか、それをゼロにするなんてことは実際には難しい話で、固定資産税で300万円ぐらい払っていると、もう最高限度額になってしまう。私の知っている人の中で、そこから上を払っている人はいっぱいいる。そうすると、300万円以上払っていれば、そ

れをゼロにしてくれれば助かるけれども、そうすると、そういうところまで逸しちゃうと、これ全体の数字が相当狂ってしまうと思うし、それをやるにはいろいろ試算したりして、時間をかけてでもやっていかないと。年が明けてからやるというのはなかなか難しいかなと思います。

1つ質問があるのですが、前期高齢者交付金の件ですが、保険者A、保険者Bということなのですが、加入割合の大きい小さいで、それを平均していこうという考え方でこういうふうにするということですが、保険者AとBの呼び方ですが、保険者というのは国民健康保険の1つの団体と見て、あとまた社会関係の団体、もう1つは国の関係の団体と見ていいわけですか。

事務局

保険者は全国の保険者です。

本橋委員

1つの団体になるわけですね。もちろん、構成しているのは人ですけども。

事務局

西東京市の国民健康保険という扱いになります。

本橋委員

そういうことですか。「実際の流れ」を見ると、2年前の18年度の決算からずっと計算してあって、最終的には厚生労働大臣が加入者数などいろいろ計算して調整して、どこどこからどこどこへ拠出なさいますよというふうになるわけですね。その場合、国はそういう調整だけするのであって、お金の方は全然出さないのですか。保険者だけの内部だけの調整金というか、国からのお金は全然出ないわけですか。

事務局

事務費の一部は国から拠出しているようですけども、基本的に各保険者が均等に前期高齢者分を負担する部分については、補てんはない状況です。

本橋委員

はい、わかりました。

それで、料率のことについて、料率を変えないで一般財源からの拠出金で何とか市長の方との調整がとれそうだとすることならば、事務局の提案で私はよろしいかなと思います。

星川委員

ともかく、今、世界同時不況という形で景気が後退していて、それは長期化するだろうと報道されています。そういう状況の中で、料率を変えて上がるということについては、今の時代に逆行するのではないかと思います。時間をかけて今後検討していくということで、今回については介護分と同様な形で据え置きということではいかがでしょうか。

清水会長

では、今、大半の方々から、事務局の提案のようにという御意見もありましたので、

その辺で調整させていただいていいですか。

(「はい」の声あり)

清水会長

制度の改革等があったりということで、今回は事務局でお示しいただいた数ということで、21年度は据え置きにさせていただくということに賛成の方の挙手を願いたい。

(賛成者挙手)

清水会長

全員一致ということでございます。

市長から答申を受けたことについて、ただいま審議が終わりまして、答申案をつくらなければいけないのですが、答申案を作ってください、次回に案を検討させていただこうかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## (2) その他

事務局

市長選挙が2月8日でございますので、直接市長にお渡しするというので、選挙が終わった後をお願いするようになると思うのです。選挙期間中は選挙運動等で時間がとれないだろうと考えておりますので、できれば選挙が終わった後の日程でお願いしたいと思っております。

〔次回日程協議〕

## 4. 閉会

清水会長

長時間にわたりまして、ありがとうございました。閉会いたします。

事務局

参考に、「国等に要望すること」という、いつも答申文に書かせていただいておりますよね。それが根拠になって、東京都市長会から東京都に国保の関係では、こういう形でいつも毎年要望をしておりますので、きょう参考に配付させていただいておりますので、また後ほど見ていただければと思います。

午後9時00分 閉会